



令和 5 年 度

P T A 総 会 資 料

(含 P T A 規 約)

栢 島 第 一 小 学 校 P T A

※この資料は、總會資料として各自で保管してください。



総 会 次 第

議 事

第一号議案 令和4年度活動報告

※本年は新型コロナウイルス感染症の影響により委員会設置がなかった為、
報告は本部活動のみとします。

第二号議案 令和4年度決算報告 会計報告

第三号議案 令和5年度予算（案）

第四号議案 役員改選（案）

第五号議案 拜島第一小学校PTA規約（案）

令和4年度 活動報告

役員

一年を振り返って

会員の皆様におかれましては、平素PTA活動にご理解ご協力を頂き誠にありがとうございます。
令和4年度も新型コロナウイルスの影響により大きく活動が制限される年となりました。

昨年度よりPTA役員は大きく人数を削減させていただき、立候補制とすることで活動を強制するのではなく、保護者が自ら進んで活動する姿を子ども達に示せたかと思えます。

さらに、環境活動、ベルマーク活動、学校行事のお手伝い等、学校との連携も図り活動しました。

他PTAの備品としてパソコンを1台新しいものにしました。

一年間お世話になりました。皆様のご協力に感謝申し上げます。

活動報告

R4年	5月22日	運動会	受付の手伝い、会場整理
	7月20日	広報活動	令和3年度広報配布
	7月25日	役員会	R4年度役員決め、引き継ぎ
	8月	漢字検定	コロナの為自粛
	9月	旗振りリレー	通学路の見守り(～3月)
	9月2日	総会書面開催	学校ホームページにて令和3年度総会書面開催
	9月7日	役員会	総会について
	9月	ベルマーク等	インクカートリッジ回収、ベルマーク回収→仕分け
	9月29日	会費集金	PTA会費集金日
	9月	ベルマーク	ベルマーク委員会(～2月) 作業を児童(ボランティア)により行いました
	10月28日	役員会	活動制限のため会費なしとする
	10月29日	環境活動	学校の草むしり 作業をボランティアのみなさんにご協力頂きました
	11月19日	音楽会	受付の手伝い、会場整理
	12月	環境活動	通学路の看板の点検
R5年	1月23日	役員会	各学年の活動報告と今後の活動について
	1月28日	漢字検定	実施 受付をボランティアのみなさんにご協力頂きました
	3月10日	役員会	各学年の活動報告と今後の活動について 令和5年度PTA体制について
	3月17日	卒業式	拝島中学校・多摩辺中学校 <small>(新型コロナウイルス感染症の為出席せず)</small>
	3月24日	卒業式	拝島第一小学校
R4年	4月6日	入学式	拝島第一小学校 <small>(新型コロナウイルス感染症の為出席せず)</small>
	4月7日	入学式	拝島中学校・多摩辺中学校 <small>(新型コロナウイルス感染症の為出席せず)</small>

本年度はコロナウイルスの対応により全ての総会が書面のみとなり、地域の活動等が中止となりました。

ブロック事業

R4年	4月	日	定期総会
	5月	日	防災訓練実施打ち合わせ
	6月	日	10ブロック防災訓練
	7月	日	運動会代表者会議
	8月	日	運動会関係者役員合同会議
	9月	日	運動会全体役員会議
	10月	日	運動会最終確認会議
	10月	日	運動会前日準備
	10月	日	10ブロック運動会
	11月	日	運動会反省会
	12月	日	運動会役員反省会
R5年	1月	日	10ブロック新年会 全て開催せず

市小P協

R4年	6月	日	市小P協総会	不参加
	7月	日	理事会・会長会	開催せず
	10月	28日	理事会・会長会	
	11月	日	教育懇談会	開催せず
	12月	3日	研修会	参加
R5年	2月	日		
	3月	3日	理事会・会長会	

市小P協では理事会後の会長会を開催せず

西部六校

R4年	11月	日	引継ぎ・役員会交流会
R5年	2月	日	西部6校役員研修会
	3月	日	役員会、交流会

参加せず

地区委員会

R4年	4月	日	スポーツ大会実行委員会
	4月	日	スポーツ大会
	5月	日	拝一小地区委員会総会
	6月	日	拝一小地区常任委員会
	6月	日	多摩辺中地区委員会総会
	6月	日	拝島中地区連絡会
	7月	日	拝一小地区委員会
	8月	日	マスのつかみどり
	8月	日	校長先生講話会
	10月	日	拝一小地区常任委員会
	10月	日	多摩辺中地区連絡会
	10月	日	拝一小地区委員会
	11月	日	拝島中地区連絡会
	11月	日	拝一小地区常任委員会
	11月	日	たこあげ実行委員会
	11月	日	青少年フェスティバル準備
	11月	日	青少年フェスティバル
	12月	日	たこ作り教室
	12月	日	拝島中地区連絡会
	12月	日	多摩辺中地区連絡会
R5年	2月	日	拝一小地区常任委員会
	2月	日	地区委員会 研修会 個別でたこ作りのみ、他開催せず

(第二号議案)



196-0002
東京都昭島市拝島町1丁目1-4-14

拝島第一小学校 PTA
会長
乙幡 直樹 様

(0000466540)

J A東京みどり
昭島支店
196-0025
東京都昭島市朝日町5丁目3-1

電話 042-541-0021

残高証明書

作成日令和 5年 4月13日

拝島第一小学校 PTA
会長
乙幡 直樹 様

東京みどり農業協同組合
昭島支店



下記金額については、令和 5年 3月 31日 現在における貴名義のお取引残高に
相違ないことを証明いたします。

1 ページ

種 類	口 座 番 号 等	残 高	備 考
普通貯金	0680652	¥288,458	
普通貯金	0002888	¥660,941	
普通貯金	0002899	¥287,680	
合 計		¥1,244,077	
		以下空白	

この証明書の金額は訂正いたしません。
当店との全貯金取引残高を表示しています。

(最終頁)

拝島第一小学校PTA 令和4年度 決算書
【0680652・0002888・0002899合計決算書】

①

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

(単位 円)

収 入	支 出	差 引 金 額	付 記
2,265,077	1,021,000	1,244,077	

【普通貯金0680652】

収 入	支 出	差 引 金 額	付 記
1,078,116	791,660	286,456	

【普通貯金0002888】

収 入	支 出	差 引 金 額	付 記
669,941	0	669,941	周年行事の積立金を増やしました

【普通貯金0002899】

収 入	支 出	差 引 金 額	付 記
517,020	229,340	287,680	

【普通貯金 0680652、0002888、0002899】

	収 入	支 出	差 引 金 額
普680652	1,078,116	791,660	286,456
普0002888(周年)	669,941	0	669,941
普0002899(修繕)	517,020	229,340	287,680
合計	2,265,077	1,021,000	1,244,077

収支差引残高 1,244,077 円 は翌年度に繰越します。

令和5年3月31日、上記のとおり報告します。

PTA 会 長 松島 大輔

会 計 担 当 田中 美峰

令和5年 月 日、上記の会計報告を監査した結果正確なることを証明します。

会 計 監 査 小山 恵 

会 計 監 査 関根 奈保子 

普通預金0680652 令和4年度 決算内訳書

②

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

(単位 円)

収 入	支 出	差 引 金 額	付 記
1,078,116	791,660	286,456	

収入の部 (単位 円)

項 目	本年度予算額	決算額	比較増減	付 記
繰 越 金	554,262	554,262	0	本会計前年度繰越金
会 費	980,000	489,000	▲ 491,000	年会費 1,000 × 489世帯
雑 収 入	60,000	34,854	▲ 25,146	預金利息、漢検会場費
合 計	1,594,262	1,078,116	▲ 516,146	

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、会費を基金実施せず

支出の部 (単位 円)

項 目	本年度予算額	決算額	比較増減	付 記
運 営 費				
会 議 費	40,000	0	▲ 40,000	運動会お茶代等
事 務 費	180,000	135,640	▲ 44,360	事務消耗品、印刷機リース代、振込手数料
渉 外 費	50,000	0	▲ 50,000	市小P協賛会、研修会他
分 担 金	10,000	8,500	▲ 1,500	市小P協分担金
慶 弔 費	20,000	0	▲ 20,000	お祝い等
記 念 品 費	250,000	248,980	▲ 1,020	入学、卒業生記念品、コサージュ含む
計	550,000	393,120	▲ 156,880	
事 業 費				
本部事業費	290,000	298,540	8,540	ミニキーボード代、広報等
クラス委員会	0	0	0	本部活動費へ
環境委員会	0	0	0	本部活動費へ
広報委員会	0	0	0	本部活動費へ
ヘルマーク委員会	0	0	0	本部活動費へ
推薦委員会	0	0	0	本部活動費へ
もちつき委員会	0	0	0	
地区担当委員	0	0	0	委員会活動費(コロナウイルスの影響により活動無し)
計	290,000	298,540	8,540	
周年行事費積立	100,000	100,000	0	雑務費の積立50,000円を周年行事費へ積立
合 計	940,000	791,660	▲ 148,340	

普通預金0002888 令和4年度 決算内訳書 ③
 学校創立周年行事のための積立金【周年行事積立金】

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

(単位 円)

収 入	支 出	差 引 金 額	付 記
669,941	0	669,941	周年行事の積立金を増やしました

収入の部 (単位 円)

項 目	本年度予算額	決算額	比較増減	付 記
繰 越 金	569,937	569,937	0	前年度繰越金
会 費	50,000	100,000	▲ 50,000	今年度積立金
雑 収 入	4	4	0	預金利息
合 計	619,941	669,941	▲ 50,000	

支出の部 (単位 円)

項 目	本年度予算額	決算額	比較増減	付 記
周年行事費	0	0	0	
合 計	0	0	0	

普通預金0002899 令和4年度 決算内訳書
 PTAが所有する備品の修繕と更新のための積立金【修繕積立金】

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

(単位 円)

収 入	支 出	差 引 金 額	付 記
517,020	229,340	287,680	

収入の部 (単位 円)

項 目	本年度予算額	決算額	比較増減	付 記
繰 越 金	517,016	517,016	0	前年度繰越金
会 費	0	0	0	今年度積立金
雑 収 入	4	4	0	預金利息
合 計	517,020	517,020	0	

支出の部 (単位 円)

項 目	本年度予算額	決算額	比較増減	付 記
備品購入費	300,000	229,340	70,660	パソコン購入
修 繕 費	0	0	0	
合 計	300,000	229,340	70,660	

※令和8年度に150周年記念を迎えるため、積立金を増額しました。

会計監査報告書

令和4年度押島第一小学校 PTA、会計決算報告について監査を実施した結果、
収入・支出ともに適正に処理されており、出納状況及び決算書類等の記載につい
ても公正であることを報告します。

令和5年4月13日

監査 小山 寛 

監査 関根 奈保子 

栢島第一小学校PTA 令和4年度予算書(案)

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(単位 円)

令和4年度予算	前期繰越金	収入	支出
	1,244,077	560,000	560,000

繰越金の部

(単位 円)

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	付 記
前期繰越金	1,244,077	554,262	689,815	

収入の部

(単位 円)

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	付 記
会費	500,000	980,000	▲ 480,000	年会費1,000円/500世帯・教員含む
雑収入	60,000	60,000	0	預金利息、地区委員印刷機利用料、漢字検定会場費等
合 計	560,000	1,040,000	▲ 480,000	

支出の部

(単位 円)

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	付 記	
運 営 費	会議費	10,000	40,000	▲ 30,000	運動会お茶代、運動会見守り人件費
	事務費	150,000	215,000	▲ 65,000	事務用消耗品、印刷機リース代、振込手数料
	渉外費	10,000	50,000	▲ 40,000	市小・P協総会、研修参加費他
	分担金	10,000	10,000	0	市小・P協、西部六校連絡会分担金
	慶弔費	0	20,000	▲ 20,000	
	記念品費	250,000	250,000	0	新入生記念品、卒業生記念品、コサージュ等
	小 計	430,000	585,000	▲ 155,000	
事 業 費	本部事業費	100,000	290,000	▲ 190,000	PTA傷害保険料、本部事業費(環境・広報誌含む)
	クラス委員会(制度変更)	0	0	0	委員会活動は無し
	連絡委員会(学年担当)	0	0	0	委員会活動は学年活動へ変更
	広報委員会(学年担当)	0	0	0	委員会活動は学年活動へ変更
	ベルマーク委員会(制度変更)	0	0	0	委員会活動は学年活動へ変更
	推薦委員会(学年担当)	0	0	0	委員会活動は学年活動へ変更
	餅つき委員会(学年担当)	0	0	0	委員会活動は学年活動へ変更
	地区担当委員会	0	0	0	委員会活動は無し
	小 計	100,000	290,000	▲ 190,000	
	そ の 他	修繕積立金	0	50,000	▲ 50,000
周年行事積立金		30,000	50,000	▲ 20,000	
小 計		30,000	100,000	▲ 70,000	
予備費	0	0	100,000		
合 計	560,000	975,000	▲ 315,000		

(第四号議案)

令和5年度_本部役員名簿 (案)

● 保 護 者

役職	氏名	児童の学年	児童氏名
会長	新井 藍	5年4組	新井 咲来
筆頭副会長	吉野 智之	5年2組	吉野 美思
副会長	田中 美峰	4年2組	田中 秀汰朗

● 教 職 員

漢字検定	関口 翼
ベルマーク	石割 将太
環境	須藤 さやか

※5月15日現在決定している本部役員です

拝島第一小学校PTA規約(案)

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は東京都昭島市立拝島第一小学校PTAと称し、事務所を昭島市立拝島第一小学校内に置く。

第2章 目的及び方針

第2条 本会は保護者と教職員が協力して、児童の心身の健全な発達をはかり、併せて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条 本会は次の事項を方針とする。

- 1 教育を本旨とする民主団体として活動し、他のいかなる団体の干渉を受けない。
- 2 政治や宗教、営利を目的とするような活動は行わない。
- 3 児童の健全育成のために活動する他の社会的諸団体などと協力する。
- 4 学校の管理及び運営に干渉しない。

第3章 会員

第4条 本会の会員は、在学児童の保護者及び拝島第一小学校教員とする。総会における議決権は会員のみが有し、1人または1世帯につき1議決権とする。議決権は他の会員に書面をもって委任することができる。

第4章 会計

第5条 本会の経費は、会費及びその他の収入によってまかなう。

第6条 本会の会費は、一世帯あたり年額2,000円とし、年額を前期に一括納入する。原則として納入した会費については返金しない。途中加入者については、四半期に分けて該当月により計算する。また、活動内容が縮小される場合、会費の年額を下げるができる。

第7条 本会の資産は第2章の目的達成のため以外に使用してはならない。

第8条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 本部役員、会計監査及び役員

第9条 本会には本部役員、会計監査及び役員を置く。

第10条 本部役員は原則、次のとおりとする。

- | | |
|-------|----|
| 1 会長 | 1名 |
| 筆頭副会長 | 1名 |
| 副会長 | 1名 |

会計	1名以上
書記	1名以上
広報	1名以上
選考委員	2名以上

- 2 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 同一役職にあたるものが連続して3年を超えてはならない。
- 4 会長及び副会長は選考委員において選考し、總會の承認を得て決定する。

第11条 本会に会計監査(保護者2名)を置く。毎年度末に監査して總會に報告する。また、必要があれば随時監査することができる。なお、会計監査は原則、本部役員経験者があたることとする。

第12条 選考委員は次のとおりとする。

- 1 本部役員の選出が公正かつ円滑に行われるため選考委員を設ける。
- 2 選考委員は会長及び副会長の選考の対象とならない。

第6章 役員の任務

第13条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長 本会を代表し、会務を管理し、總會及び役員会を招集する。
- 2 筆頭副会長 会長の補佐、各会議への出席、会長不在時・事故あるときはこれの代理。
- 3 副会長 会長、筆頭副会長の補佐。
- 4 会計 会費の徴収及び金銭の出納に関する一切の事務。總會において会計監査を経た決算報告をする。
- 5 書記 会議等必要事項の記録を取り、その保管にあたる。
- 6 広報 年に1回以上、押島第一小学校のPTA広報誌を作成する。
- 6 選考委員 会長及び副会長の選考を行う。次年度の本部役員及び役員の選考を行う。

第7章 總會

第14条 總會は会員全員によって年度始めに開かれる。ただし、總會は委任状を含め出席者会員の1/5以上の出席をもって成立する。議決は、出席者の過半数の承認を得ることとする。

また、總會が開催できない場合は、書面による總會とすることができる。この場合、ホームページ等のウェブサイトに掲載し、会員全員に周知を行い、会員の1/5以上の賛成または会長への委任により承認を得たとし、議決とする。

第15条 總會の任務は次のとおりとする。

- 1 規約の改廃。

- 2 役員の設定及び役員承認
- 3 予算の審議決定及び会計監査を経た決算報告書の承認
- 4 除名及び解任。
- 5 その他

第16条 臨時総会は、役員会で必要と認められた時及び会員の5分の1以上の書面での要求があった時に開催することができ、会員の5分の1以上の出席により成立する。

第8章 会合

第17条 本会の会合は原則公開とする。

第18条 校長及び副校長は、会合に出席し、意見を述べるができる。

附則

この規約は、令和5年6月1日から施行する。